

大館市長期優良住宅の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成21年政令第24号。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)の規定に基づき、大館市長(以下「市長」という。)が行う認定等に係る事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。
(居住環境の維持及び向上への配慮)

第3条 法第6条第1項第3号の規定に基づく居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、建築をしようとする住宅が次の各号のいずれかに掲げる区域内に位置しないこととする。ただし、当該住宅が長期にわたって使用できると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - (2) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- (自然災害への配慮)

第4条 法第6条第1項第4号に基づく自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準は、建築をしようとする住宅が次の各号のいずれかに掲げる区域内に位置しないこととする。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により秋田県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により秋田県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

2 前項の規定は、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 宅地の安全化を図る開発行為等により、前項各号の区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合
- (2) 敷地に占める前項各号の区域等の面積の割合が僅少であるとともに、当該区域の利用を禁止し、又は制限する場合

(添付図書)

第5条 省令第2条第1項の規定に基づく所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書の交付を受けている場合は、その確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し
 - (2) 品確法第31条第1項の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅(その部分が適合する住宅を含む。)にあっては、当該認定に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書の写し
 - (3) 品確法第33条第1項の規定により認証を受けた同項に規定する型式住宅部分等(以下「認証型式住宅部分等」という。)である住宅(その部分が認証型式住宅部分等である住宅を含む。)にあっては、当該認証に係る品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
 - (4) 品確法第59条第1項に規定する試験を受けた場合にあっては、当該試験に係る品確法施行規則第83条第1項に規定する証明書の写し
 - (5) 長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第3号及び第4号に掲げる基準に適合していることが確認できる図書
- 2 省令第2条第3項の規定により添付する必要がないと認める図書は、次に掲げる事項に同条第1項の表に定める図書の種類に応じて明示すべきとされている事項のすべてが含まれている場合における当該図書とする。
- (1) 前項第2号の図書を添付する場合にあっては、品確法施行規則第3条第3項の規定により明示することを要しない事項
 - (2) 前項第3号の図書を添付する場合にあっては、品確法施行規則第3条第4項の規定により明示することを要しない事項
- 3 前2項の規定は、法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係る添付図書について準用する。
- (認定申請の取下げの届出)
- 第6条 法第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定の申請又は法第8条第1項若しくは法第9条第1項若しくは第3項の規定に基づく変更の認定の申請をした者は、市長が認定又は変更の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- (建築等の取りやめの届出)
- 第7条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、建築等取りやめ届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- (軽微な変更の届出)
- 第8条 認定計画実施者は、省令第7条の規定に基づく軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第9条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、建築完了報告書(様式第4号)に当該住宅が認定長期優良住宅建築等計画に従って建築されたことについて建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士が行った確認の内容を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、認定計画実施者に対し法第12条の規定に基づき、建築又は維持保全の状況について報告を求めるときは、報告を求める通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 認定計画実施者は、前項の規定により建築又は維持保全の状況について報告を求められた場合は、状況報告書(様式第6号)により、報告内容を説明するための図書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の申請(変更の申請を含む。)に係る計画を認定しない場合は、認定しない旨の通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第11条 市長は、法第13条の規定に基づき認定計画実施者に対し改善を命ずるときは、改善命令書(様式8号)により行うものとする。

(認定の取り消し)

第12条 市長は、法第14条第1項の規定に基づき計画の認定を取り消したときは、認定取り消し通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補則)

第13条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。